

第9回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会傍聴アンケート内容

* 表記，表現は原則として，傍聴者の記入されたとおりとしています

* 公開不可の記入があったものは，公開しません

* ()は事務局の補足です

NO.	カテゴリー	Q	A
1	座長講義について	神長先生の講義について，資料ページ3(2)法的限界の法令に規定がある場合においてイ)の実用は民法92条の慣習における考え方と同じなのか？法の実用許容の程度が解かりにくい。	神長座長，委員に開示します。
2	座長講義について	私が理解していないことがあります。 国の役目，都の役目，市の役目，それぞれどのように共通しているものと違うものがあるのでしょうか。行政内容の形態はどの様に違うのか？行政と市民参加がその質と量について，どのように違うのでしょうか。 →国と都と市	委員に開示します。
3	条例について	課題別総合条例を整理し，足りない条例を考え，それにおける統合上の自治基本条例を考えることが大切であると考えます。	委員に開示します。
4	条例について	個々の個別条例は，各条例の目的条文を確認していく必要がある。自治基本条例は，それらを尊重するものである必要がある。	委員に開示します。
5	条例について	各個別条例は成立時期が異なる。時代に合った個別条例を実現する為には，統合や分離などの整理が必要となるであろう。それは，この様な整理の継続的な必要性を基本条例にもりこむ必要があることを意味する。	委員に開示します。
6	条例について	個別条例には理念条例，秩序規定条例など色々な種類のものがある。その種類ごとに分けて研究することは賛成である。	委員に開示します。
7	条例について	市民の定義づけは基本構想にのべられています。ただ住民投票の問題はあると思いますが…。これは具体的になる所で，整理されればよいのでは。	委員に開示します。
8	条例について	自治基本条例は，理念条例という一面もありますが，自治体政府という視点からは，自治体憲法ととらえれば，財政，総合計画の位置づけ等も重要です。それらに	委員に開示します。

		ついてどうとらえるのかという論点でも話し合って頂きたいと思います。	
9	条例について	コミュニティネットワーク、情報伝達方法など関心の高い課題も出ましたので、議論の深まりを期待しています。	委員に開示します。
10	条例について	某委員が調布市にも多くの条例があり、多くの分野で「基本条例」と銘打ったものがあり、「自治基本条例との優劣性（優位性：事務局補足）はあるか」といったニュアンスの発言があったが、すべてに共通する最高規範性は、あらゆる分野に通じて「市民参加」である。これを自治基本条例に謳うことにより、内容的に最高規範性を獲得できるものである。	委員に開示します。
11	広報について	市と市民との間の将来に対してのコミュニケーションはインターラクティブ（双方向）のものを研究することが必要である。将来は電子掲示板的（従来の市報の情報に市民が色々な考えを書きこむ）な市報を考えても良い。	委員に開示します。
12	広報について	市報というものはなにものなの？市民の意識調査がありますか。市が市民に送る法的な固い話だけ →こんな考えの人が多いのか。 市民が市と共に地域をつくっていく為の、結び役（仲人）が市報であるべきで、そのことを市民に周知することが必要だと思う。	委員に開示するとともに、広報への御意見として政策室広報担当に開示します。
13	広報について	情報の提供について高校生意見にもありましたが、伝え方の工夫も必要だと思います。 調布市のホームページは新着情報が各部の情報をみると古い順番に載っています。ホームページでは新着情報がトップというのが常識だと考えていますが、まず行政がこれから市民に <u>何を伝えたいのか</u> が、これでは伝わりません。下まで見る前にやめてしまいます。ホームページは情報の適時性という点では、リアルタイムが重要な事です。この点は早急に改善して頂きたい点です。又、それぞれ傍聴や参加できる委員会、懇談会の日程はトップページから入れるようにするべきだと思います。又、市の重要課題も、トップページに載せてもらいたいです。 市のHPに広告が載ってますが、この面積から得る広告費よりも、市民に伝えた	委員に開示するとともに、広報への御意見として政策室広報担当に開示します。

		い情報をトップページを生かして提供する考え方に立って欲しいと思います。その効果からすれば、充分ペイできると思います。やはり情報媒体としてＨＰをどのように位置づけているのかで、構成も異なってくると思います。「載せれば良い」では困ります。ご検討ください。市として広報の戦略も必要なのかなと感じています。	
14	市民参加について	市民参加は永遠のテーマでもあります。問題解決の為に、共に考え実行したいという意志で方法を工夫するのも重要だと思います。 →各世代の参加の保障、企業の参加等、論議を深めて下さい。	委員に開示します。
15	高校生ヒアリングについて	何故、高校生の意見を、これほど時間をとって協議するのか。はっきり言って、高校生程度では、「自治基本条例」を語るには未熟すぎると思う。（日常生活上の問題は高校生でもよい。）	委員に開示します。
16	懇談会について	「なぜ基本条例が必要か」という、基本の部分も理解でき、参加しやすかったです。他の自治体の条例に無い、（情報共有）+ <u>発信の工夫</u> のような内容まで検討されており、驚きました。 また、「住民参加」と一言言っても、広報の普及など、難しい点が多いと感じました。	委員に開示します。
17	その他	駅のような公共性の高い施設は、駅の所在地の行政区の人達だけを相手にして考えるべきでない。私は羽村駅を毎日通勤で利用しているが、毎日何年間も利用する事実を考えると、やはり駅づくり（利用しやすい駅を）に参加したいと考える。私は羽村市民ではないが。	委員に開示します。
18	その他	私の勤務先の羽村市は、大中小の企業が多い。企業と市との関係研究には、良いところである。 →調布市商工会議所の調査資料を使うことも大切である。	委員に開示します。

19	その他	厚い本の条例集の一般市民の手に入れる方法を明らかにすること。又は、傍聴者用閲覧用（持ち帰り不可）を備えつけること。	例規集については、図書館か行政資料室でのコピー、もしくは市のホームページからのダウンロードをお願いします。また、懇談会の中でも御説明したとおり、印刷部数が少ないため、傍聴の皆様用の用意ができませんので、御了承ください。
----	-----	--	--